

松戸市教育委員会会議録

平成31年3月臨時会

松戸市教育委員会会議録

平成 31 年 3 月臨時教育委員会

開 会	平成31年3月26日 (火) 午前9時30分より	閉 会	平成31年3月26日 (火) 午前11時30分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	山形 照恵	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	×
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 31 年 3 月臨時教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	平野 昇	21		
2	生涯学習部 参事監	津川 正治	22		
3	学校教育部 部長	久保木 晃一	23		
4	学校教育部 審議監	笹川 昭弘	24		
5	教育企画課 課長	菊地 治秀	25		
6	” 専門監	松丸 裕幸	26		
7	” 課長補佐	大西 真	27		
8	” 主幹	安蒜 孝哲	28		
9	” 主査	武田 茂	29		
10	” 主査	永淵 智幸	30		
11	” 主任主事	四戸 俊也	31		
12	” 主任主事	島村 仁美	32		
13	学務課 課長	鮎川 渉	33		
14	” 管理主事	河本 亮	34		
15	指導課 課長	小澤 英明	35		
16	” 主幹	藤中 孝一	36		
17	” 課長補佐	浦上 和茂	37		
18	保健体育課 課長	大谷 直樹	38		
19	” 課長補佐	中坂 正夫	39		
20			40		

平成31年3月臨時教育委員会会議次第

1 日 時 平成31年3月26日（火） 午前9時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報告等

4 その他

平成31年3月臨時教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第48号

教育課程編成の基準に関する規程の一部を
改正する訓令の制定について (学務課)

② 議案第54号

松戸市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について (指導課)

③ 議案第55号

松戸市立教育委員会事務決裁規程の一部を
改正する訓令の制定について (教育企画課)

③ 議案第56号

松戸市教育委員会職員の人事について (教育企画課)

(2) 報告等

① 松戸市いじめ防止対策委員会からの答申について (指導課)

教育長 傍聴についてご報告いたします。本日の教育委員会会議には現在のところ傍聴したい旨の申し出はございません。

なお、これ以降、傍聴の申し出がある場合には、事務局への受付をもって許可にかえることといたします。

◎開 会

教育長 それでは、ただいまから平成31年3月臨時教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山形委員にお願いいたします。

山形委員 はい。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、継続審議の議案1件、議案3件、報告等1件となっておりますが、今、お手元に議案第57号「平成30年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校教職員の任免について」を提出させていただきました。

これを日程に追加の上、議題に追加してはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により決をとらせていただきます。

議案第57号を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第57号は日程に追加の上、議題とすることに決定いたしました。

なお、議案第56号、議案第57号は人事案件であり、報告等は個人情報にかかわる案件となります。したがって、議案第56号、第57号の審議と報告等についてを秘密会としてはいかがかお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決をとらせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第56号、議案第57号の審議と報告等についてを秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第56号、議案第57号の審議と報告等については秘密会といたします。

では、ここからの議事進行は山田教育長職務代理者をお願いします。

◎議案第48号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、3月定例教育委員会会議で継続審議となりました議案第48号「教育課程編成の基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 それでは、議案第48号「教育課程編成の基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明申し上げます。

本件は、3月7日に行われました教育委員会会議において提案をさせていただいたものですが、資料3ページの第4条第5項の3、引率職員について再度検討し、提案するものでございます。

別添資料をごらんください。冒頭の3行目までの「引率職員は、日帰りの場合にあっては児童又は生徒30人ごとに1人の割合であることを原則とし」までは変わりません。その後の「宿泊を要する場合にあっては」の先になります。前回提案したものでは、校長を含む複数名の教諭としていましたが、今回、「校長、副校長又は教頭を含む複数の職員」と改めました。これにより、校長だけでなく副校長、教頭も含めた管理職が同行することを原則としました。また、教諭に限定しないで、養護教諭や、今後、部活動指導員等が引率する場合にも対応できるようにしています。

以上でご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

前回の議論の続きでございまして、教諭から職員に変えていただいたということで、あとは校長を含むが、校長、副校長、教頭という管理職のどなたかを含む複数の職員が原則とい

うことで、例外もあるという前提でのことだと思いますが、そのように提案を変更されたということですか。いかがでしょうか。

市場委員 外部指導員は学校の職員という位置づけでいいのでしょうか。

学務課長 外部指導員も職員というふうに考えてのことです。

市場委員 外部指導員は制度上、職員と位置づけられているのでしょうか。

教育長職務代理者 そうですね、文言の定義の上で、外部からの指導者は、どこで正式に出てきたんですか、部活動の。

(「剣道と、ありますよね」の声あり)

教育長職務代理者 この間、この案件。

(「3名」の声あり)

市場委員 外部指導員が引率の職員に含まれているということで、本当に制度上、間違いがないのかということなんですけれども。

伊藤委員 外部指導員というのは、各学校ごとにそれぞれ契約をするなり、決められるわけですよ。教育委員会がまとめて外部指導員としてお願いして、今日はどこどこ学校、明日はどこどこ学校へ行くというのではなくて、学校ごとに人を見つけて、それぞれ、学校が外部指導員と契約をされて、職員としてお願いしますということであるのかなと私は思うんですけれども、そうではないのでしょうか。

教育長職務代理者 結局、定義が曖昧で不明確にならないようにという意味での質疑だと思いますので、この文言の中で今、ここ1年来ですか2年来、議論になってきている外部の指導員について含む、あるいは教員が引率しなくても、そういう方の引率ということで問題ないかどうかという範囲にそういう方が含まれるかどうかということですね。職員という言い方が非常に、正規の職員と読める中で、そこをも含んでいるかどうか少し、確かに疑念ではあります。

市場委員、補足。

市場委員 引率職員が外部指導員だけということも想定した上で、こういう文章になっているのかが知りたかったということなんですけれども。

学務課長 今現在、外部指導員だけの引率というのは、宿泊を伴う場合には考えておりませんので、今、任命は、契約というか、人を採るのは学校でお願いしているところもございしますが、実際には市のほうの臨時職員として入りますので、臨時職員として、この職員という言葉で入って構わないのかなと考えているんですが。

教育長 補足になると思いますが、外部指導員という言葉でくくると、例えば、今回、スポーツ庁のガイドラインを初めとして、部活のあり方の改革で、県教委が認めてくださっている部活動指導者があります。それはもう指導も引率もできるという概念のもとに、これからふえていくと思いますので、その人は引率も可能な外部指導員になります。ただ、各学校で、有償にしる無償にしる、それぞれ学校に来ていただいている外部指導者は、特に無償の方々には、言葉をかえるとボランティアといってもいい方々ですので、その方々には引率をする能力は私たちは認めていないわけです。要するに、この職員というのは、引率ができる人たちというふうなくくりで理解していただければよいのかなというふうに思います。

教育長職務代理者 その学校の部活のOB、OGで、よくお手伝いに来ていただいている方もいらっしゃると思います。そういう方なんかも、今おっしゃるような無償のボランティアでやっていたらという方は、正式な外部指導員というようなことではないケースがほとんどなんだろうなということで、ここでひとくくり外部指導員というのと、その2種類があるとなった場合に、正式の手続を経て外部指導員として、市の職員なんですかね、市教委なんですかね、何らかの文書上の契約みたいなものがある立場になるのかなということでしょうか。引率できる、できない、後々、責任問題等、微妙な場面に不安定な方がさらされないように、明確にはしておいたほうがいいと思います。

学務課長、何かありますか。

学務課長 今、話に出ている外部指導者、すみません、本当にいろいろあって申しわけなかったんですけども、3人分のものに関しては市で任命をしている非常勤職員になりますので、その3名に関してはここに入ることです。それ以外の、学校で今もいてくださっている外部指導者、これはここには入っていないということになります。紛らわしい表現で申しわけありません。

教育長職務代理者 というご説明です。市場委員、よろしいですか。

市場委員 はい。こういう文書って、言葉の定義が何かとかということは多分、それこそ何か問題が起きたときにはかなり、これは何をあらわすんだということは問題になることがあると思いますので、その辺を何かきちんとクリアにしておいてもらったほうがいいと思いますので。

学務課長 文言が複雑になって申しわけございません。部活指導員と、それから外部指導者は別物で、3名に関しては部活指導員で、そのほか学校で指導してくださっているボランティア等の方も含めたものが外部指導員という形で、今回ここで話を出している職員というのは

部活動指導員という形になります。

教育長職務代理者 部活動指導員という方が今現在3名、任命されていらっしゃる方、その方を含む、それ以外は含んでいないというご説明でした。ここでの職員という言葉の定義の問題ですので、職員と認められるかどうかで言えば、そういう整理の仕方によろしいのかなど。ここは人数、ふえていくだろうということも、望ましいこととして今、想定されているわけかと思います。

この点はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、継続で審議となりました議案第48号、ほかないようであれば、ここで質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

議案第48号については、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第48号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第54号

教育長職務代理者 次に、議案第54号「松戸市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長 議案第54号「松戸市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」をご説明いたします。

松戸市いじめ防止対策委員会条例第3条及び第4条第1項の規定により、別紙の者を松戸市いじめ防止対策委員会委員に委嘱することについて、承認を求めるものでございます。

提案理由は、松戸市いじめ防止対策委員の任期満了に伴い、松戸市いじめ防止対策委員会委員を委嘱するためでございます。

任期につきましては、2019年4月1日から2021年3月31日までの2年間でございます。

次のページの資料、松戸市いじめ防止対策委員会委員会名簿をごらんください。適切にい

じめ問題に対処する公平性、中立性を確保するという観点で、専門的な知識及び経験を有する第三者からの選定ということで、この5名の方に委嘱したいと考えております。

初めに、嶋崎政男氏は、東京都の公立中学校長を歴任され、現在は神田外語大学教授、日本学校教育相談学会会長、日本ガイダンスカウンセリング協会副会長を務めておられます。学校カウンセラー、上級教育カウンセラーの資格もお持ちです。生徒指導、教育相談やいじめ問題に関する著書も多数執筆され、これまでの経験をもとに率直なご意見をいただくことで、松戸市のいじめ防止対策をさらに実効性のあるものに高めていただけるものと期待をしております。

次に、中山理氏は麗澤大学から推薦をいただきました。現在、麗澤大学の学長・特任教授として、道徳に対し専門的知見を有しておられます。麗澤大学は幼稚園から大学までの教育を展開していることから、教育現場の状況や課題を踏まえ、いじめの背景となる学校や学校を取り巻く環境、地域の課題等も把握されていると考えます。さらに、国際的な視点からもご意見がいただけると期待をしております。

続いて、佐藤悠里氏はユーカリ総合法律事務所に勤務される弁護士で、千葉県弁護士会から推薦をいただきました。佐藤氏は日本弁護士連合会の子供の権利委員会の委員として活動され、いじめ、体罰、校則、懲戒処分など、学校生活における子供の人権問題等、さまざまな課題に対して取り組んでおられます。この委員会においても、その専門性を生かして、具体的にご意見をいただけると考えております。

続いて、都丸けい子氏は聖徳大学・聖徳大学短期大学部の心理・福祉学部心理学科講師を務められ、教育臨床学、学校心理学に対し専門的な知見を有しておられ、聖徳大学から推薦をいただきました。臨床心理士、学校心理士として、児童・生徒や保護者の気持ちに共感し、児童・生徒や保護者と対話をするスキルを有しておられます。子供の発達段階に応じたいじめの対策へのご意見がいただけるものと考えております。

最後に、荒久美子氏は、現在、松戸市人権擁護委員としてご活躍され、千葉県人権擁護委員連合会から推薦をいただきました。広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解をお持ちになっており、人権擁護委員という立場から貴重なご意見をいただけるものと考えております。

なお、嶋崎委員長、佐藤委員、荒委員の3名は継続、中山副委員長、都丸委員の2名は新規の委嘱となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第54号につきましてはただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

2名が新規ということで、今、経歴のご紹介もありました。ご質問等ありますか。

山形委員 新たにお二人の認識高い方に参加していただいて、いじめ防止対策委員会がよりよいものになるものと思います。

質問です。先日、文科省の研修で、重大事態が日本全体で474件あると聞きました。そのたびに各市町村でいじめ防止対策委員会が行われていると思います。重大事態が起きたときの、どんな流れで、どんなふうはこの委員会が動いて、どんなふうには調査が流れていっているかというのを、一般的な流れでいいので、教えてほしいです。

そして、重大事態以外でも会議など、定期的に行われているかというのももう一度再確認しておきたいです。

もう一点、最後に、ここでは松戸市のいじめ防止対策委員会だと思うんですけども、ご存じであればというか、千葉県のほうではいじめ防止対策委員会というか、そういうものに関して、県としてどんなふうには動いているか、ホームページをざっとは見たんですけども、教えていただけたらなと思いました。

指導課長 初めに、重大事態として捉えた場合には、学校から一報が上がりまして、そして、調査主体のほう为学校になるのか、教育委員会になるのか、また第三者委員会になるのかということで検討し、決定いたします。その後、主な質問の内容は、第三者委員会になった場合ということだと思いますので、それについてご説明いたしますと、初めに委員長さんを中心に、どのように調査をするのか、方針をまず立てます。その後、調査方法等につきましては、直接、委員さんが聞き取りを行う場合、また、学校や市教委が聞き取った内容をまとめた資料に基づいて検証し、事実を把握する、そういった場合もございます。不十分な場合は再度聞き取り調査を行って、内容の把握に努めていくというような流れになります。事実の把握ができた後は、答申にまとめる観点で、それぞれの役割分担を行いまして、具体的には、一例ではありますが、いじめの事実をまとめる方、また、いじめの起きた背景を考えていく方、また学校の対応や再発防止などについて、それぞれの委員さんが役割をそれぞれ分担をして、まとめていくということになります。まとめた内容につきましても、その都度、協議を重ねて、答申にしていくというふうな流れになってまいります。1点目は以上でございます。

2点目につきましては、重大事態等が起こった調査以外には、例年3回程度、積極的ないじめ防止対策ということで、対策委員会のほうを開催する予定でございます。

最後に、県のいじめ防止対策委員会ということで、多分これは報道されている内容で、この間、ありましたけれども、大変レアなケースで、市の出したいじめ防止対策委員会の調査に不十分なことがあったということで、県の組織に依頼したという内容がありましたが、松戸市におきましては、松戸市教育委員会のいじめ防止対策委員会に加えて、市長部局のいじめ調査委員会が組織されておりますので、松戸市で何か起こった場合には、市の調査委員会がこの後、動くということになります。県につきましては、これは臆測ですけれども、多分県立の中・高等学校で起きた場合の委員会ではないかなと、これははっきりしませんけれども、そんなように考えております。

教育長職務代理者 山形委員、よろしいですか。

山形委員 もう1点、教えていただきたいのが、2番目の、重大事態以外で年3回の積極的ないじめの対策がというところなんですけれども、これは、この委員さんたちでお話ししたものを学校にフィードバックするような形の会議なんでしょうか。

指導課長 これまでのことで申しますと、中学校に行って道徳の授業を実際に委員さんに行っていて、これがフィードバックになるのかわかりませんが、そういったことであるとか、子供たちの話し合いの内容を委員さんに見ていただくと、そういったこともこれまでございました。そういった各学校に戻していくという形は、今後もそのような形をとっていきなというふうに考えております。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 嶋崎先生が授業をなさったんでしたっけ。

山形委員 見せていただいて、多様性を認めるような授業の仕方で、それこそ全クラスの方に、全校にでもやっていただけたらいいんじゃないかなと思いました。子供同士のディスカッションも多様にあふれていましたし、先生のお人柄で、優しく包み込むような授業の内容で、すごくわかりやすく、多様性を認め合いましょうというような内容でしたので、どんどんそういう学びが広がっていったり、ご多忙だとは思いますが、年3回ですが、それに、例えば枝葉分かれて、別の学校でも似たような授業をできるような形がとれたらいいのかなとも思いました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 委員長もおっしゃいましたね、嶋崎委員長、中山副委員長とおっしゃったので、そこのご説明。

市場委員 今回の山形委員の質問とちょっとかぶりますけれども、第三者委員会の第三者性というのが問題になるケースって最近、新聞報道でもよくあると思います。教育委員会が事務局的な機能を果たして、いじめ防止対策委員会がつくられているということについては、現実を考えるとそういう方法しかないだろうという気はしますが、第三者性が問題になるということについてのお考えと、それを補う意味で市長部局にいじめ調査委員会があるのかなと思っていましたが、市長部局のいじめ防止対策委員会は今まで開かれたことがないと聞いているんですけれども、実際の運営の仕方についてのお考えを聞かせて下さい。

教育長職務代理人 指導課長、お願いします。

指導課長 まず1点目、中山委員が副委員長というふうに申しましたが、誤りでございます。これはおっしゃるとおり、この後、互選によって決まるものでございます。訂正いたします。

2点目につきましては、第三者性の担保ということで、今回、依頼というか、する場合に、これも大学のほうに依頼をして、こちらからピンポイントという形ではなくて、推薦をいただいたというような形をとっております。ですので、今回は麗澤大学、それから心理のほうで聖徳大学という形でご依頼をいたしまして、推薦をいただくというような形で、第三者という形の公平性を担保したいというふうに考えておりました。

続いて、3点目の市の調査委員会につきましては、今まで一回もということなのですが、今後、調査を依頼するという形も出てこようかとは思いますが、この部分についてはまだ何とも答えようがないかなというところでございます。

市場委員 任命は今のような形で良いと思うんですけれども、実際のいじめ防止対策委員会が重大事案に対応する際に、その事務局が教育委員会だということで第三者性が本当に担保されるかという話なんですけれども。

指導課長 基本的に我々のほうも事務局としては入りますけれども、その話し合いの中で、基本的には発言するということは、意見を申し上げたりということにはございませんので、委員さんの話し合いを補佐するような形で我々のほうは入っております。

市場委員 重大事態になるということは、かなり深刻であり、かつ、さまざまな意味で、何とというか、トラブルになったケースということだと思います。運営の公平性と客観性を確保しないと、トラブルをより複雑にするだけということがあると思いますので、例えば、事務局でまとめた資料を提示するんじゃなくて、なるべく生の資料を提示するとか、工夫は必要だと思いますので、運営にぜひ気をつけていただきたいと思います。

指導課長 ありがとうございます。

伊藤委員 既に一部お答えいただいたんですけども、私はこういう委員会の委員の方を新しく任命することは事務方としては大変だろうと思うんですけども、今のお話ですと、それぞれやっぱり大学なり弁護士会なり人権擁護委員会なりに、どなたか推薦してくださいという形をお願いするのが大体パターンで、どの大学を選ぶかというのは、その時々状況とかいろいろ、順番というのものもあるのかもしれませんが、そういう形でやっぱり先方をお願いをして、どなたかいい方を推薦してくださいという形で出していただくのが、こういういじめ防止対策委員会については、そういうやり方だというふうに理解してよろしいでしょうか。

指導課長 そのとおりでございます。

伊藤委員 はい、わかりました。

教育長職務代理者 第三者性とか、あるいは実際の会議の運営上に本当に第三者性が保たれた運営をしているかとか、今、市場委員からのご指摘は非常に重要なところだと思います。ここでは委員を選ぶという場でございますので、その委員の、まず、経歴のご説明もありましたけれども、これで適当かどうかというのがここでのことなんでしょうけれども、あわせてその運営について意見があったということをぜひお持ち帰りいただきまして、やっぱりそこが不透明なことになると、その信頼が得られなくなってしまうということであろうかと思えますので、ぜひそれについてはお持ち帰りいただければと思います。

メンバーにつきましては、1期目の方がお二方で、お一方が麗澤大学の学長さんであり、麗澤大学自体が教育学、あるいは教育を含めた倫理というあたりに非常に特化した大学であるというようなところもありますので、そこの学長さんがお入りになるということと、あと、都丸先生は臨床心理士ということかと思えます。弁護士さんも、県弁護士会、私も多少、仕事違いますけれども、おつき合いがありますけれども、子供の権利にかかわる方というのはもうライフワークのようにかかわっていらっしゃる方が非常に多くいらっしゃる分野でございまして、非常にそこで実績のある方ということになると、ある意味、組織によらない見方をしてくださるんだろうというようなことも考えられるところではあります。

いかがでしょうか。運営上について、ぜひご留意いただきながら、この委員でよろしいかどうかというあたり、ほかにないようであれば、質疑及び討論を終結いたしますが、よろしいですか。

それでは、議案第54号につきまして、質疑及び討論を終結し、これより採決をいたします。議案第54号について、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第54号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第55号

教育長職務代理者 次に、議案第55号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

教育企画課長、お願いします。

教育企画課長 それでは、資料6ページ、議案第55号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」でございます。

提案理由につきましては、松戸市学童災害共済条例の廃止に伴い、規程の一部を改める必要があるためでございます。

それでは、資料次ページ、7ページをご覧いただきたいと思います。7ページの改正前、改正後の新旧対照表をご覧ください。学校教育部の表中、保健体育課、庶務の欄にあります下線部分、「学童災害共済加入申込」の箇所を削除するものでございます。

理由といたしましては、松戸市子供医療費助成制度の定着により医療費にかかる保護者の負担が軽減されてきたことにより、松戸市から重ねて支給を受けられる状態となっておりました。このことを是正するため、松戸市学童災害共済条例、松戸市学童災害共済条例施行規則が平成31年3月31日をもって廃止されることとなります。松戸市教育委員会事務決裁規程にある「学童災害共済加入申込」の部分を削除するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第55号につきましては、ただいまの説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。この点、条例の変更とかも含めて、何回かもう議論、出てきておまして、これは事務取扱規程からこれを削除するという事で、事務的な内容の議案かと思えます。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

議案第55号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第55号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第56号、議案第57号及び報告等

教育長職務代理者 続きまして、議案第56号「松戸市教育委員会職員の人事について」と、議案第57号「平成30年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校教職員の任免について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第56号、第57号の審議と報告等については秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは、議案第56号「松戸市教育委員会職員の人事について」は、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、生涯学習部参事監、教育企画課長、教育企画課専門監、教育企画課主幹、教育企画課主査、議案第57号「平成30年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校教職員の任免について」は、学校教育部長、学務課長、報告等については、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、生涯学習部参事監、教育企画課長、教育企画課専門官、教育企画課補佐、指導課長、指導課補佐、指導課主幹、以上でございます。その他の方はご退席をお願いいたします。

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 それでは、再開いたします。

議案第56号、第57号については原案どおり決定しましたことをご報告いたします。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移ります。

事務局より何かご報告ありますでしょうか。

委員の皆さん、これはあれですか、山形委員から。

山形委員 4月6日にみんなの学校の上映会が近くの早稲田ビルであるので、お時間ある方は足をお運びください。

教育長職務代理者 みんなの学校上映会と。

そのほか、委員の皆様、よろしいでしょうか。臨時ですので、また定例会がまもなくあります。よろしくをお願いします。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成31年3月臨時教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午前11時30分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員